

第1章

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

(1) 国の動向

平成5年3月に策定された障害者基本法に基づく「障害者対策に関する新長期計画」及び平成7年12月に策定された新長期計画を具体化させるための重点施策実施計画「障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）」が、ともに平成14年度で終期を迎えることから、国は平成14年12月に新たな「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」を策定・発表しました。

この新たな「障害者基本計画」では、「障害の有無にかかわらず、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指す」ことを基本的な方針として掲げています。そして、「重点施策実施5か年計画」では、重点的に実施する施策について、具体的な達成目標を示すに至っています。

国の新しい「障害者基本計画」の概要

1. 計画期間

平成15年度から24年度

2. 計画の考え方

国民誰もが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現

3. 四つの横断的な視点

施策を推進する四つの横断的な視点を取り上げ、施策推進の基本方針を明確化（四つの視点）

- 社会のバリアフリー化の推進
- 利用者本位の支援
- 障害の特性を踏まえた施策の展開
- 総合的かつ効果的な施策の推進

4. 四つの課題

重点的に取り組むべき四つの課題を打ち出し、施策を重点化（四つの重点課題）

- 活動し、参加する力の向上
- 活動し、参加する基盤の整備
- 精神障害者施策の総合的な取組
- アジア太平洋地域における域内協力の強化

(2) 東京都の動向

東京都は、平成12年12月「福祉改革推進プラン」を策定し、「選択・競い合い・地域」をキーワードに、利用者本位の新しい福祉の実現をめざし、様々な取り組みを進めてきました。

さらにその成果を踏まえ、福祉改革を新たなステージへ向けて進めるため、平成14年2月、福祉分野全般にわたる「TOKYO 福祉改革 STEP2」を策定しました。この「STEP2」では、「重装備施設偏重の従前の画一的な福祉を改革し、地域のケア付き住まいを重視した、きめ細かな福祉を実現する」「多様な主体の参入により競争を促し、公立・社会福祉法人中心の供給体制を改革するとともに、利用者の選択を支えるしくみを創る」の2つを基本コンセプトとしています。

その中で、特に障害者福祉に係る部分としては、障害のある方々が可能な限り地域で自立して生活できる社会を築くことを目指し、「親元や入所施設から、地域で自立した生活に移行しようとする障害者のサポートを充実する」「生活寮など地域の居住の場を大幅に増設するとともに、障害者の自立した地域生活を支えるネットワークを構築する」の2点を掲げています。

「TOKYO 福祉改革 STEP2」の基本コンセプト

「福祉改革推進プラン」(平成12年12月)

選 択

競い合い

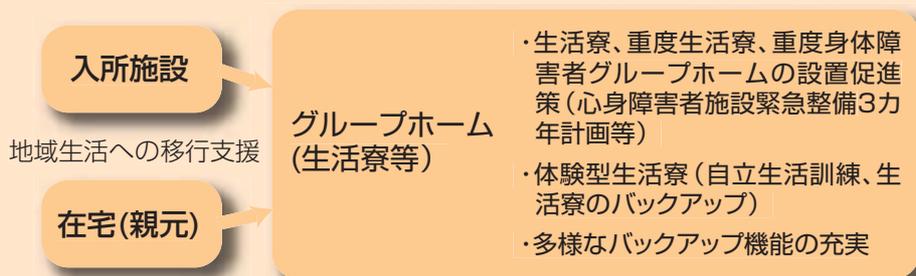
地 域

「TOKYO 福祉改革 STEP2」(平成14年2月)

基本コンセプト

1. 重装備施設偏重の従前の画一的な福祉を改革し、地域のケア付き住まいを重視した、きめ細かな福祉を実現する。
2. 多様な主体の参入により競争を促し、公立・社会福祉法人中心の供給体制を改革するとともに、利用者の選択を支えるしくみを創る。

(抜粋:親元や入所施設から地域生活移行へのサポート)



(3) 市の動向

平成13年（2001年）1月21日、21世紀最初の合併により、新市「西東京市」が誕生しました。

今、我が国における社会経済情勢は、大きな変革の時期を迎えています。本市においても、経済情勢が依然として不透明な状況の中、少子高齢化の急速な進展に伴う社会的課題、地球的規模での環境問題、高度情報通信社会の到来など、地方分権の推進とあいまって、市民ニーズの多様化、高度化などへの対応が迫られており、中長期的視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を行っていくことが求められています。このような社会経済情勢の大きな変化に的確に対応し、また、新しいまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくために、西東京市としての初めての基本構想・基本計画を策定しました。

平成14年4月から施行された精神保健福祉法改正により、区市町村に対して、精神障害者保健福祉手帳の申請、通院医療費公費負担の申請、精神障害者居宅生活支援事業及び精神障害者社会適応訓練事業の利用に関する相談・助言、あっせん調整の事務委譲等がなされ、精神障害者への福祉サービス提供を進めています。平成15年度には「精神障害者地域生活支援センター」が開設され、精神障害者の地域生活の支援を行っています。

また、社会福祉事業の事業規模要件緩和により、社会福祉法人の設立が容易になったことから、本市においても平成15年1月、心身障害者小規模通所授産施設を運営する新たな社会福祉法人が誕生しました。

平成15年4月から始まった支援費制度では、市の役割として、利用者の求めに応じ、居宅支援や施設の利用について斡旋または調整を行うとともに、事業者等に対して利用の要請を行っています。さらに、支援費制度では障害者が身近なところでサービス選択のために適切な相談、情報提供が受けられるよう体制を整備していくことが重要と考え、関係機関等と連携・協力を図りながら、新たな制度の安定的な運営に努めています。また、制度開始以降、多様な事業者（社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社等）が参入し、サービスの質の向上、利用者の選択を支えるしくみづくりが図られています。

本市における権利擁護体制としては、判断能力が不十分な人の権利を保護する成年後見制度の利用支援や、保健福祉サービスに関する解決困難な苦情等の解決に向けての調整等を行う「権利擁護センターあんしん西東京」を平成14年に開設しました。また、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業を支援しています。

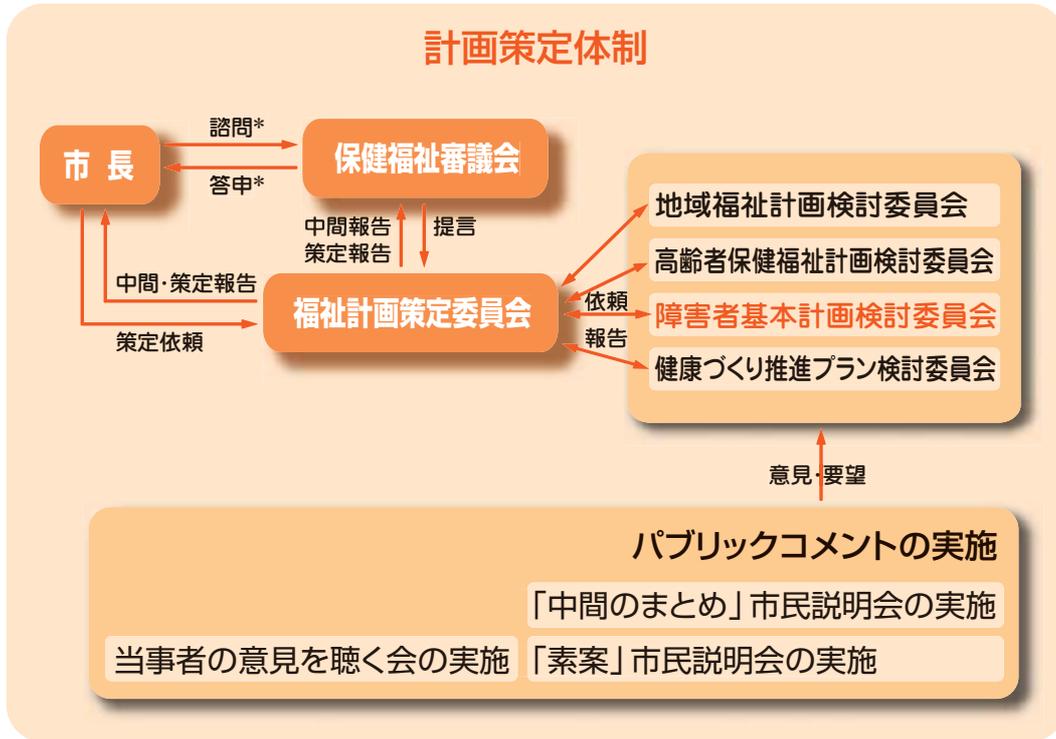
障害のある方々の就労については、市外の福祉作業所、一般就労及び市内に小規模通所授産施設や作業所が12か所設置され、働く機会が提供されていますが、さらに平成15年10月からは、社会福祉法人に委託し、就労援助事業を開始しました。この事業では、ハローワークと連携しながら、就労援助コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行っています。

2. 計画策定の流れ

平成14年3月に、西東京市保健福祉審議会からの答申「西東京市障害者基本計画を策定するにあたっての基本的な考え方について」を受け、西東京市福祉計画策定委員会及び西東京市障害者基本計画検討委員会において、調査及び検討を行いました。これに基づき、障害者基本法第7条の2に基づく「市町村障害者計画」として策定しました。

本計画策定にあたっては、平成13年度、市内の身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病者の方々に対してアンケート調査を実施し、障害と福祉に関する意識と行動の現状を把握することとしました。その結果、3,500人を超える方々から回答をいただき、貴重なデータ及びご意見等を計画検討の際の基礎資料とさせていただきました。

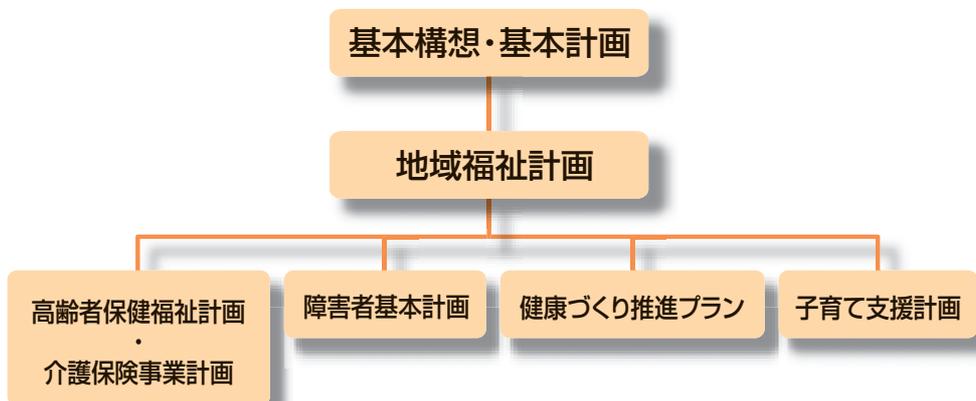
さらに、平成14年度に設置した「障害者基本計画検討委員会」において、障害のある方々の抱える課題等を整理し、今後の市障害者施策の方向性及び重点施策等について検討を進めました。



当事者・市民の意見を聞く機会として、市民説明会、パブリックコメント*を実施しました。

- ・ 当事者の声を聴く会の開催
- ・ 中間のまとめにおける市民説明会の開催
- ・ 中間のまとめにおけるパブリックコメントの実施
- ・ 計画素案における市民説明会の開催
- ・ 計画素案におけるパブリックコメントの実施

計画の位置づけ



用語解説

- * 諮問
市長から学識者等を交えた審議会に対して行う、計画策定に向けた考え方などを伺うこと。
- * 答申
審議会から市長に対して行う、計画策定に向けた考え方などを回答すること。
- * パブリックコメント（市民意見提出手続き）
市の計画づくりの途中で、市の原案に対する市民の意見を郵便、ファクス、電子メール等で提出してもらう制度。平成14年10月1日に施行した「西東京市民参加条例」の市民参加手続の一つとして実施している。

3. 計画策定の視点

(1) 自立と社会参加の促進をめざす支援

(個々のパーソナリティとニーズに応じた支援)

どのように障害が重くとも、必要とする支援を受けながら地域で生き生きと暮らしていくことが自立につながることから、単に在宅サービスの量的・質的充実に努めるだけでなく、障害のある人自身が主体性、自立性をもって積極的に社会に参加していけるように支援していくことが大切です。

その際には、障害のある人が「自ら選択し、決定し、行動できる」よう、本人の自己決定の権利を最大限に尊重する必要があります。また、障害の種類や程度によって、支援の必要性や支援の内容は大きく異なるため、個々の障害の状況に対応したニーズを的確に把握し、一人ひとりの社会生活力*を高めるきめ細かな支援を実施していく必要があります。

一方、障害のある人の社会参加を促進するには、障害のある人が直面している様々な障壁（「物理的な」「制度的な」「文化・情報面での」「意識上の」障壁）を取り除くことが必要であり、企業やNPO*等、市を構成するすべての市民・団体等が共生社会の実現に向けて、自助・共助・公助の役割を踏まえて積極的に取り組む姿勢が求められています。

また、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱の一つである雇用・就労については、障害者基本計画検討委員会や当事者の意見を聴く会でも数多くの意見・要望が出されています。現在は、経済状況が厳しく、全国的にも障害者雇用率*が停滞している状況にありますが、今後も引き続き、障害のある人がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就くことができるよう、企業の理解と協力を求めるとともに、公共職業安定所等雇用関係機関の実施する新たな支援策を活用しながら、障害者の雇用を積極的に進めていくことが望まれます。

用語解説

* 社会生活力

様々な社会状況の中で、自分のニーズを満たし、一人ひとりに可能な最も豊かな社会参加を実現する権利を行使する力。

* NPO (Non Profit Organization)

特定非営利活動促進法に基づく民間の非営利組織。具体的には、福祉や環境、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織を指す。

* 障害者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方自治体は、一定の割合以上、身体障害者または知的障害者を雇用しなければならないこととされている。定められている法定雇用率は、一般の民間企業1.8%、国・地方公共団体2.1%である。

(2) 多様なニーズに対応する施策の充実と施設整備 (入所施設から在宅へ、重度障害者対応、多様な施設対応等)

平成14年12月に発表された国の新しい「障害者基本計画」では、「障害者は『施設』という認識を改め、入所施設は地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」と、施策の基本的な方向が示されています。

また、東京都も、平成14年2月に策定した「TOKYO福祉改革STEP2」において、「重装備施設偏重の従前の画一的な福祉を改革し、地域のケア付き住まいを重視したきめ細かな福祉を実現する」とし、地域での自立を支える新しい福祉を打ち出しています。

本市でも、国や東京都の動向を踏まえ、障害のある人たちが自分の生活スタイルに合わせた暮らし方を選べるよう、グループホームや生活寮など地域の居住の場の整備を進めるとともに、在宅生活を支える様々なサービスの提供基盤を整備し、地域生活の継続及び地域生活への移行支援に努めていく必要があります。

しかし、一方では、本人の状況や本人を取り巻く環境により、施設での生活が望まれるケースもあります。入所施設や通所施設（地域利用施設）はそれぞれの役割と位置付けを明確にし、一人ひとりの多様なニーズに応じることができる体制を整備していく必要があります。



(3) 契約制度の中での支援

(権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみづくり等)

平成15年4月からは、身体障害者福祉、知的障害者福祉、児童福祉の分野でも、これまで行政がサービスの内容等を決定してきたいわゆる「措置制度」が、障害者自らサービスを提供する施設や事業者を選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等な関係に立って、契約に基づきサービスの利用ができる支援費制度が始まりました。

その支援費制度において、利用者が安心して事業者等を選択するためには、判断に必要な確な情報が提供されるとともに、契約締結の支援や苦情対応、権利侵害の相談など、利用者を総合的にサポートする環境が整備される必要があります。特に、支援費制度では介護保険制度とは異なり、ケアマネジャーの設置が明確に位置づけられていないことから、障害者ケアマネジメント*の手法を積極的に研究・活用しながら、相談や情報提供などの体制について十分に検討し、各種支援策を実施していくことが必要です。

障害福祉課の相談体制で解決できない困難課題については、権利擁護センターへつないでいき、また、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業との連携及び活用を図っていきます。

一方、利用者が安心してサービスを選択し、利用できるようにするためには、第三者機関が客観的にサービス提供事業者によるサービスの質や契約内容の遵守等に係る評価を行い、その結果を公表していくしくみが必要となってきます。東京都が平成15年度、「東京都福祉サービス評価推進機構」を開設し、都独自の第三者サービス評価システムを構築していることから、利用者の立場に立った福祉サービス第三者評価システムを積極的に活用し、市が提供しているサービスの評価を進めるとともに、市内でサービスを提供する、より多くの事業者に普及・啓発を推進していきます。

用語解説

*障害者ケアマネジメント

援助を必要としている人に対して、地域の様々な社会資源を活用し、サービス等を提供することにより、ニーズを満たすようにする援助の手法。国では障害のある人の意向に基づき、ケアマネジメントが円滑に実施できるよう「障害者ケアガイドライン」を平成14年3月に提示している。

(4) 地域資源の活用と市民の役割への期待 (市民、団体、行政等それぞれの役割と協働)

現在、市内で生活している、あるいは今後、市内で生活しようとする障害者に対して、本人の意思を尊重した地域生活を実現するためには、地域の様々な社会資源を活用した総合的な支援が必要になります。

障害者福祉領域の社会資源を考えた場合、物的資源としては保健・医療資源、社会福祉資源、教育資源、職業関連資源などがあります。また、人的資源としては、ホームヘルパー等の介助に関わるものや、自主的な活動としてのボランティア団体等があります。行政は、地域の福祉サービスに対するニーズを把握し、地域の様々な社会資源から地域に必要なサービスが提供されるよう計画的に誘導していく役割を担っています。

特に、地域の実情に即したきめ細かなサービスを提供するためには、NPOや地域住民団体との連携・協力による協働*が求められます。また、当事者である障害者やその家族も含めた市民一人ひとりが自分の役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより、より西東京市らしいサービス体制を構築することができるものと思われれます。本市では平成14年10月1日から西東京市市民参加条例*が施行され、さらに市民の主体的・積極的な市政への参加が求められようになりました。

しかし、障害者に対して、直接、何かしらのサービスを提供すること以外にも、市民の果たせる多くの役割があります。子どもの頃から、障害のある人との交流の機会を広げ、また、ボランティア活動等を通じて交流等を進めることは、障害や障害のある人に対する理解を深めることになり、ノーマライゼーション*の実現の第一歩になります。

一方、実際に活動に参加している市民はまだまだ少ないですが、市民意識調査の結果では、市民のボランティア活動への関心が高く、約半数の市民は「ボランティア活動に参加することは望ましい」と考えていることから、市民の潜在的なボランティア活動への意向は大きいものと想像されます。

日常生活の様々な場面で支援を受ける側になった市民も、支援をする側になった市民も同様に、ノーマライゼーションを実現する意識を持ち、相互に理解を深めながら、それぞれができることに一つずつ取り組んでいくことも、市民が果たすことのできる役割といえます。

用語解説

*協働

ある共通の目的に向けて、市民と市がそれぞれの立場を自覚し、信頼関係を築くと共に相互に補完し、協力すること。

*西東京市市民参加条例

平成14年10月1日に制定された、市民の意向を市政に反映させ、まちづくりを行っていくための条例。

*ノーマライゼーション

障害のある人などを特別視することなく、誰もが一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ当たり前であるという考え。

4. 計画の理念と目標

(1) 計画の理念

障害のある、なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、地域社会全体から必要な支援を得ながら、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める

(2) 計画の目標

計画理念の実現

1. 地域で支える基盤づくり

～ 自助・共助・公助のバランス ～

2. 快適に過ごせる環境づくり

～ ハードとソフトのバリアフリー ～

3. 生きがいを持って暮らせるまちづくり

～ 主体性のある社会参加 ～

4. 安心して暮らせるまちづくり

～ 個人の権利といのちを守るしくみ ～

5. 自分にあった生き方ができるまちづくり

～ 個性と自己選択の尊重 ～

6. 情報提供・相談体制のしくみづくり

～ 自立した生活を支える基盤 ～

5. 計画の期間

平成16年度から平成25年度の10年間を計画期間とします。

ただし、中間年である平成20年度には、見直しを行うものとします。その他、関連制度・法令など、各種要因に柔軟に対応し、必要に応じて施策内容や施策目標の見直しを行います。

関係する計画の期間

	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
障害者基本計画	★ 見直し									
基本構想・基本計画										
地域福祉計画										
健康づくり推進プラン										
子育て支援計画										
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画										

